



市章

彦根市公報

令和6年(2024年)2月15日

第1910号

木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 規則	
2 彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則	1
○ 訓令	
1 彦根市事務決裁規程および彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令	2
○ 告示	
5 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)	2
6 彦根市総合政策推進協議会設置要綱の一部改正	2
7 彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正	2
8 指定居宅介護支援事業者の指定	3
9 認可地縁団体の告示事項の変更	3
10 彦根市河川愛護作業補助金交付要綱の一部改正	3
○ 公告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	5
一般競争入札(郵便入札)の実施について	5
一般競争入札(郵便入札)の実施について	7
一般競争入札(郵便入札)の実施について	9
一般競争入札(郵便入札)の実施について	12
彦根市農用地利用集積計画公告	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	15
○ 教育委員会告示	
1 彦根市教育委員会会議の招集	15
○ 病院事業公告	
一般競争入札(郵便入札)の実施について	15
○ 日夏町財産区告示	
1 彦根市日夏町財産区議会の招集	18
○ 鳥居本町外13ヶ町財産区告示	
1 彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会の招集	18

規則

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第2号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則(平成9年彦根市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表総務部契約監理室の項の次に次のように加える。

臨時特別給付金室

第5条第1項の表総務部契約監理室の項の次に次のように加える。

臨時特別給付金室

(1) 臨時特別給付金に関すること。

(2) 室内の庶務に関すること。

付 則

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

訓 令

彦根市訓令第 1 号

彦根市事務決裁規程および彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市事務決裁規程および彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令

(彦根市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 彦根市事務決裁規程(平成 19 年彦根市訓令第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「契約監理室次長」の次に「、臨時特別給付金室長」を加える。

(彦根市事務処理規程の一部改正)

第 2 条 彦根市事務処理規程(平成 29 年彦根市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 契約監理室の項の次に次のように加える。

臨時特別給付金室	臨給
----------	----

付 則

この訓令は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

告 示

彦根市告示第 5 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 6 条の規定により、令和 6 年 1 月 15 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和 6 年 1 月 22 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	名称	所在地
第 663 号	松浦 恭介(恭建)	草津市木川町 937 番地 3

彦根市告示第 6 号

彦根市総合政策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 月 23 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市総合政策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

彦根市総合政策推進協議会設置要綱(平成 28 年彦根市告示第 182 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「評価」を「評価等」に改める。

第 2 条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に係る内容の検証に関すること。

(3) デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業の進捗状況の評価の検証に関すること。

付 則

この告示は、令和 6 年 1 月 23 日から施行する。

彦根市告示第 7 号

彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部を改正する告示

彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号中「49,500 円」を「51,700 円」に改め、同項第 2 号中「51,700 円」を「53,900 円」に改める。

付 則

この告示は、令和 6 年 1 月 26 日から施行し、改正後の第 8 条第 2 項の規定は、令和 5 年度分以後の同条第 1 項の徴収金について適用する。

彦根市告示第 8 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 1 月 30 日

彦根市長 和 田 裕 行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
みずほ介護支援センター	彦根市日夏町 2906 番地 5	有限会社みずほ 代表取締役 若林 正樹	居宅介護支援	令和 6 年 1 月 1 日	2570200473	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 11 年 12 月 31 日 まで

彦根市告示第 9 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

変更事項

1 主たる事務所の所在地の変更

地縁による団体の名称	主たる事務所の所在地	
	変 更 前	変 更 後
鳥居本町旧鳥居本自治会	(略)	(略)

2 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変 更 前	変 更 後
鳥居本町旧鳥居本自治会	田中 明夫 (略)	樋口 武晴 (略)
戸賀町町内会	田部 克二 (略)	澤田 之宏 (略)
小野町自治会	居川 憲生 (略)	居川 忠弘 (略)

彦根市告示第 10 号

彦根市河川愛護作業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市河川愛護作業補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市河川愛護作業補助金交付要綱(平成 13 年彦根市告示第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要する」を「関する」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(訴訟等の経費の補助)

第 6 条の 2 市長は、第 2 条第 1 項各号に掲げる作業を行う事実に基づき、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたとして、当該自治会等に対して損害賠償を求める訴えの提起、調停の申立てその他裁判上の手続(以下「訴訟等」という。)があった場合は、当該訴訟等に要した弁護士費用その他の経費のうち市長が適当と認める額を補助金として交付することができる。ただし、当該訴訟等に係る判決書、和解調書、調停調書等において、当該自治会等に故意もしくは過失がなかったことまたは当該他人に対する金銭の支払を義務付けられていないこと(次項において「補助対象要件」という。)が確認できる場合に限る。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする自治会等は、彦根市河川愛護作業補助金(訴訟等)交付申請書(別記様式第 5 号の 2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 判決書、和解調書、調停調書その他の補助対象要件が確認できる書類

(2) 訴訟等に要した弁護士費用その他の経費の内容および支払が確認できる書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、自治会等に彦根市河川愛護作業補助金(訴訟等)交付決定通知書(別記様式第 5 号の 3)により通知するものとする

第 7 条第 1 項中「前条」を「第 6 条または前条第 3 項」に改める。

別記様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 5 号の 2(第 6 条の 2 関係)

年 月 日

彦根市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

彦根市河川愛護作業補助金(訴訟等)交付申請書

彦根市河川愛護作業補助金の交付を受けるため、彦根市河川愛護作業補助金交付要綱第 6 条の 2 第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第 5 号の 3(第 6 条の 2 関係)

年 月 日

住 所
団 体 名
代表者氏名

彦根市長



彦根市河川愛護作業補助金(訴訟等)交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度彦根市河川愛護作業補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので、彦根市河川愛護作業補助金交付要綱第 6 条の 2 第 3 項の規定により、通知する。

記

1 補助金 金 円也

2 補助金交付の条件

付 則

- 1 この告示は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条の 2 の規定は、令和 5 年度以後に終結した同条第 1 項に規定する訴訟等について適用する。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 1 月 16 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市森堂町字三代地 250 番 8	267.95 m ²	令和 6. 1. 16	988

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により下記のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根市消防署本署

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

次のグループごとに入札に付する。

グループ	物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
A	1	彦根市西今町 415 番地	彦根市消防署本署 1 階玄関ロビー (別紙 1 参照)	1.440 m ² (W1.60m×D0.90m)	2 m 以内	85,668 円
B	2	彦根市西今町 415 番地	彦根市消防署本署 2 階消防本部事務室前 (別紙 2 参照)	1.440 m ² (W1.60m×D0.90m)	2 m 以内	85,668 円

(4) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、彦根市消防署本署飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」とい

う。)および彦根市消防署本署飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあつては彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有すること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有すること。
- (8) 法人にあつては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- (9) 個人にあつては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和 6 年 1 月 19 日(金)から同年 1 月 30 日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」および「グループ名」を朱書きで記載すること。
- (2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および「グループ名」ならびに 5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8799

彦根郵便局留(彦根市消防本部消防総務課分)

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

(2) 送付期限

令和 6 年 2 月 13 日(火)までに彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

グループ A 令和 6 年 2 月 14 日(水) 午前 10 時 30 分

グループ B 令和 6 年 2 月 14 日(水) 午前 10 時 45 分

(2) 場所

彦根市消防本部 3 階大会議室

所在地 彦根市西今町 415 番地

電話 0749-22-0314(彦根市消防本部消防総務課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市消防本部消防総務課に直接提出されるなど、4 および 5(1) の送付方法によらない入札

ウ 5(2) の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しが行なわれなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

(2) 閲覧および交付の期間

令和 6 年 1 月 19 日(金)から同年 2 月 13 日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可

<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shobohombu/15992.html>

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

郵便番号 522-0054

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

電話：0749-22-0314

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により下記のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根市消防署南分署

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
1	彦根市稲里町 320 番地	彦根市消防署南 分署 1 階食堂内 (別紙 1 参照)	1.440 m ² (W 1.60 m × D 0.90m)	2m 以内	62,253 円

(4) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、彦根市消防署南分署飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)および彦根市消防署南分署飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあつては彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有すること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有すること。
- (8) 法人にあつては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- (9) 個人にあつては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和 6 年 1 月 19 日(金)から同年 1 月 30 日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」を朱書きで記載すること。
- (2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および 5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8799

彦根郵便局留(彦根市消防本部消防総務課分)

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

(2) 送付期限

令和 6 年 2 月 13 日(火)までに彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

令和 6 年 2 月 14 日(水) 午前 11 時

(2) 場所

彦根市消防本部 3 階大会議室

所在地 彦根市西今町 415 番地

電話 0749-22-0314(彦根市消防本部消防総務課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市消防本部消防総務課に直接提出されるなど、4 および 5(1)の送付方法によらない入札

ウ 5(2)の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

(2) 閲覧および交付の期間

令和 6 年 1 月 19 日(金)から同年 2 月 13 日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可

<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shobohombu/15997.html>

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

郵便番号 522-0054

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

電話：0749-22-0314

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238

条の4第2項第4号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により下記のとおり公告する。

令和6年1月19日

彦根市長 和田裕行

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第238条の4第2項第4号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根市消防署北分署

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
1	彦根市古沢町 503番地1	彦根市消防署北分 署1階車庫内 (別紙1参照)	1.440 m ² (W 1.60 m × D 0.90 m)	2m以内	58,569 円

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、彦根市消防署北分署飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)および彦根市消防署北分署飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める欠格者でないことおよび同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- 法人にあつては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- 個人にあつては彦根市内に住所を有すること。
- 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有すること。
- 法人にあつては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- 個人にあつては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和6年1月19日(金)から同年1月30日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

(1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」を朱書きで記載すること。

(2) 上記(1)の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写

しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。

- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8799

彦根郵便局留(彦根市消防本部消防総務課分)

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

(2) 送付期限

令和 6 年 2 月 13 日(火)までに彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

令和 6 年 2 月 14 日(水) 午前 11 時 15 分

(2) 場所

彦根市消防本部 3 階大会議室

所在地 彦根市西今町 415 番地

電話 0749-22-0314(彦根市消防本部消防総務課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市消防本部消防総務課に直接提出されるなど、4 および 5(1)の送付方法によらない入札

ウ 5(2)の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

(2) 閲覧および交付の期間

令和 6 年 1 月 19 日(金)から同年 2 月 13 日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可

<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shobohombu/15999.html>

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

郵便番号 522-0054

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

電話：0749-22-0314

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により下記のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根市消防署犬上分署

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
1	犬上郡甲良町 横 関 字 山 王 689 番地の 1	彦根市消防署犬上 分署 1 階食堂内 (別紙 1 参照)	1.440 m ² (W 1.60 m × D 0.90 m)	2m 以内	61,791 円

(4) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、彦根市消防署犬上分署飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)および彦根市消防署犬上分署飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。

(4) 法人にあつては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。

(5) 個人にあつては彦根市内に住所を有すること。

(6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有すること。

(7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を有すること。

(8) 法人にあつては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

(9) 個人にあつては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に

定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

令和 6 年 1 月 19 日 (金) から同年 1 月 30 日 (火) までの日 (彦根市の休日を定める条例 (平成 2 年彦根市条例第 12 号) 第 1 条に規定する休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

(1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」を朱書きで記載すること。

(2) 上記 (1) の封筒に、彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。

(3) 上記 (2) の郵送用の封筒の表面には、5 (1) の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および 5 (2) の「送付期限」を朱書きで記載すること。

(4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8799

彦根郵便局留 (彦根市消防本部消防総務課分)

※ 「彦根郵便局留」と必ず記載すること。

(2) 送付期限

令和 6 年 2 月 13 日 (火) までに彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

令和 6 年 2 月 14 日 (水) 午前 11 時 30 分

(2) 場所

彦根市消防本部 3 階大会議室

所在地 彦根市西今町 415 番地

電話 0749-22-0314 (彦根市消防本部消防総務課)

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市消防本部消防総務課に直接提出されるなど、4 および 5 (1) の送付方法によらない入札

ウ 5 (2) の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市消防本部消防総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他記載することが必要な事項が不明確な入札

キ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

(2) 閲覧および交付の期間

令和6年1月19日(金)から同年2月13日(火)までの日(彦根市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

※ 彦根市ホームページの当該公告掲載ページからダウンロード可

<https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shobohombu/16000.html>

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

郵便番号 522-0054

彦根市西今町 415 番地

彦根市消防本部消防総務課

電話：0749-22-0314

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和6年1月19日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年1月23日

彦根市長 和田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
長浜市小堀町 400 番地の 1 株式会社辰誠建設 代表取締役 馬場 鋭州	彦根市古沢町字松縄手 南 513 番 17 彦根市古沢町字松縄手 北 626 番、626 番 3 の一 部、626 番 6、626 番 10 の一部、626 番 14、627 番 10 の一部および 633 番 2 の一部 彦根市古沢町字裏田 641 番 11 および 641 番 13 彦根市古沢町字御殿道 749 番 18 の一部および 757 番 6 の一部 彦根市古沢町字石ヶ崎 934 番 5 の一部、934 番 14 の一部、934 番 15 の 一部、934 番 16 の一 部、934 番 17、934 番 19、936 番 1 の一部およ び 936 番 2 の一部	6,159.32 m ² (第 1 工区)	令和 6.1.23	917-1

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 2 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市野口町 283 番地 2 株式会社橋本不動産 代表取締役 橋本 浩二	彦根市高宮町字長田 1694 番の一部、1695 番の一部、1696 番の一部および 1697 番の一部	4,182.16 m ²	令和 6.2.1	973

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 1 号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和 6 年 1 月 16 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 25 日(木)午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 彦根市役所本庁舎 5-1、5-2 会議室
- 3 議 題
 - (1) 令和 4 年度における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価報告書について
 - (2) 彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正について

病院事業公告

一般競争入札(郵便入札)の実施について

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けについて、郵便入札による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により下記のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 16 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭
記

1 入札に付する事項等

(1) 契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産(行政財産)の地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による貸付けに係る賃貸借契約

(2) 貸付施設等名称 彦根市立病院

(3) 貸付場所および面積、予定価格等

物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
1	彦根市八坂町 1882 番地	彦根市立病院 3 階 エレベーターホール (別紙図面 1 参照)	1.440 m ² (W1.60m × D0.90m)	2m 以内	519,154 円
2	彦根市八坂町 1882 番地	彦根市立病院 4 階 デイホール (別紙図面 2 参照)	1.440 m ² (W1.60m × D0.90m)	2m 以内	

3	彦根市八坂町 1882 番地	彦根市立病院 5 階 ダイホール (別紙図面 3 参照)	1.440 m ² (W1.60m × D0.90m)	2m 以内	
4	彦根市八坂町 1882 番地	彦根市立病院 6 階 ダイホール (別紙図面 4 参照)	1.440 m ² (W1.60m × D0.90m)	2m 以内	
5	彦根市八坂町 1882 番地	彦根市立病院 7 階 ダイホール (別紙図面 5 参照)	1.440 m ² (W1.60m × D0.90m)	2m 以内	
6	彦根市八坂町 1882 番地	彦根市立病院 8 階 ダイホール (別紙図面 6 参照)	1.440 m ² (W1.60m × D0.90m)	2m 以内	

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで(更新なし)

(5) 貸付条件等

詳細は、彦根市立病院飲料用自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)
および彦根市立病院飲料用自動販売機設置に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める欠格者でないことおよび同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあつては彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (7) 法人にあつては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- (8) 個人にあつては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加資格の確認

この入札に参加する者は、前項の要件を満たすほか、彦根市飲料用自動販売機設置事業者選定に係る入札参加資格者審査実施要項(以下「審査実施要項」という。)または募集要項に定めるところにより、入札参加資格を有することの確認を受けていなければならない。

(2) 入札参加資格確認の申請期間

申請書の提出期間は、令和6年1月16日(火)から同月26日(金)までとする。ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日を除く。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

4 入札書の送付方法等

- (1) 入札書を送付する場合は、入札書のみ封筒に封印し、その封筒の裏面に「入札名」を朱書きで記載すること。
- (2) 上記(1)の封筒に、令和5年度・令和6年度彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しを添えて、郵送用の封筒に封かんすること。
- (3) 上記(2)の郵送用の封筒の表面には、5(1)の送付場所の各記載事項のほか、「入札書在中」、「入札名」および5(2)の「送付期限」を朱書きで記載すること。
- (4) 郵送用の封筒は、特定記録郵便、一般書留または簡易書留のいずれかの方法により送付すること。

5 入札書等の送付場所および送付期限

(1) 送付場所

郵便番号 522-8799

彦根郵便局留

(彦根市立病院病院総務課分)

※ 「彦根郵便局留」と必ず分かりやすく記載すること。

(2) 送付期限

令和 6 年 2 月 15 日(木)までに彦根郵便局において彦根市立病院病院総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされること。

6 入札の開札の日時および場所

(1) 日時

令和 6 年 2 月 16 日(金) 午前 11 時

(2) 場所

彦根市立病院病院総務課

所在地 彦根市八坂町 1882 番地

彦根市立病院 3 階 応接室

電話 0749-22-6050

7 入札保証金

免除

8 入札の無効および失格等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が行った入札

イ 持参、宅配便等で彦根市立病院病院総務課に直接提出されるなど、4 および 5(1)の送付方法によらない入札

ウ 5(2)の送付期限より後に彦根郵便局に到達したもの

エ 彦根郵便局において彦根市立病院病院総務課宛て彦根郵便局留分として引渡しがなされなかったもの

オ 彦根市飲料用自動販売機設置に係る入札参加資格確認結果通知書の写しが添付されていないもの

カ 入札書に記載した金額その他が不明確な入札

キ 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札

ク 入札書に記名押印しないで行った入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

サ 入札参加資格確認の申請の提出書類に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 予定価格未満の入札は失格とする。

9 募集要項、仕様書、審査実施要項、契約条項等の閲覧および交付の場所および期間

(1) 閲覧および交付の場所

彦根市八坂町 1882 番地

彦根市立病院 3 階

彦根市立病院病院総務課

(2) 閲覧および交付の期間

令和 6 年 1 月 16 日(火)から同年 2 月 15 日(木)までとする。ただし、彦根市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

※ 彦根市立病院ホームページの病院からのお知らせよりダウンロード可

(http://www.municipal-hp.hikone.shiga.jp)

10 その他

この入札に係る詳細は、募集要項、仕様書および審査実施要項による。

11 契約に関する事務を担当する課

郵便番号 522-8539

彦根市八坂町 1882 番地

彦根市立病院 3 階

彦根市立病院病院総務課

電話：0749-22-6050

日夏町財産区告示

彦根市日夏町財産区告示第1号

彦根市日夏町財産区議会を下記のとおり招集する。

令和6年1月24日

彦根市日夏町財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

1 日時 令和6年2月7日(水)午前10時から

2 場所 彦根市清崎町 1118 番地 農村環境改善センター(グリーンピアひこね)

3 議案

(1) 令和4年度(2022年度)彦根市日夏町財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

(2) 令和6年度(2024年度)彦根市日夏町財産区会計予算

鳥居本町外13ヶ町財産区告示

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区告示第1号

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区議会を下記のとおり招集する。

令和6年1月23日

彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

1 日時 令和6年2月2日(金)午後3時から

2 場所 彦根市鳥居本町 1491 番地 6 鳥居本地区公民館

3 議案

(1) 令和4年度(2022年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

(2) 令和6年度(2024年度)彦根市鳥居本町外13ヶ町財産区会計予算